

公開用

初倉 湯日(鎌塚)

富永家古文書目録

島田市史編さん委員会

綴込み資料

富永家文書と上湯日村について

1 富永家文書と上湯日村について

2 年表

3 近世文書分類表（目次に替えて）

4 近・現代文書分類表（目次に替えて）

5 本古文書目録の利用に当たって

6 古文書目録（近世—江戸時代）

7 古文書目録（近現代—明治・大正・昭和）

1 富永家の祖先を尋ねると、江戸時代中期以来庄屋役を務め、藤兵衛と名乗っていました。それは、本文書によれば寛延3（1750）年まで遡ることができます。上湯日村には庄屋が2人いて、そのもう1人は三郎左衛門といいます。藤兵衛が村内のことを中心として扱っているのに対して、三郎左衛門の方は村の代表としての対外的な務めが目立つところを見ると、この2人の庄屋間で村政役割が分担されていたように思われます。

ある時（午・未年）藤兵衛は一身上の都合で庄屋役辞退願いを役所に申し出たことがありました。それが受理されたか否かは分りません。一方三郎左衛門の方も千頭山請負の件でそれは上湯日村全体に影響を及ぼす程の大きな事件となっています。

2 上湯日村の石高は本田畠224石9斗余、新田畠117石6斗弱、総石高342石余で（延享年間）、村の規模は決して大きいとはいえないが、木材の取引が大で、宝暦年間には運上金（雑税、営業税）160両を課せられた程でした。田畠耕作より山林木材を主とする生産活動であったかに見えます。

3 年貢・諸役は公儀の役人が村に入って検地をし、村の石高を算出します。その中から村役人（庄屋など）が総村百姓の年貢を、その持ち高に応じて割付けるのですが、当村では全体で88石8斗余の年貢を納入していました（寛延4（1751）年）。

年号不明ですが、申年に村内の百姓の一部が庄屋等が割付けた年貢の納入を拒否して村内が混乱し、庄屋がその百姓を役所に訴えるという騒動もありました。

4 隣村に下湯日村がありますが、野山はこの両村の「入会地」となっています。この入会地のことで両村のトラブルがあったかどうか本古文書群からは分りませんが、上湯日村幸八の田園に下湯日村の百姓100名が入り込んで青田刈りをした事件がありました。寛延3（1750）年のことです。勿論上湯田村はこれを役所に訴えていますが、この処分の結果はわかりません。

5 上湯日村には大井川と谷川（湯日谷川）の2つの川があり、川の増水にしばしば悩まされていました。その結果田畠が水損頼し、また再三の川除普請も必要でこれが村民の悩みの種であったようです。

◎ 上湯田村は、元和年間（1615—1624年）に湯日村が上・下に分村して成立了もので、支配者は次のように変遷しています。

幕府領→駿府藩領（寛永2）→幕府領（寛永9）→幕府領と旗本石谷氏領（宝永2）→（この内、幕府領の方は相良藩領を経て）→掛川藩領（延享4（1747））→駿府藩領（明治元）・駿府藩を静岡藩と改め（明治2）→「静岡県」→「浜松県」（明治4）】

当家古文書は江戸時代の中期、掛川藩時代以降（延享4以降）のものがほとんどです（延享4年以前のものでは、寛永17、元禄2が村政文書、享保21、元文3、5、6が金銭貸借関係文書がある）。更に子・丑・寅……などの十二支のみの記載で年号を特定できないものが沢山あります。他家文書と照合すればこれらの年号も特定できるようになるかもしれません。それが今後の課題となります。

文責 中野敬一

年表

応仁元年(1467)～平成9年(1997)まで

年号	年	西暦	改元月 開月○	干支	年号	年	西暦	改元月 開月○	干支	年号	年	西暦	改元月 開月○	干支	年号	年	西暦	改元月 開月○	干支	年号	年	西暦	改元月 開月○	干支	年号	年	西暦	改元月 開月○	干支																																
応仁	元	1467	3月	丁亥	大永	6	1526	丙戌	天正	13	1585	⑤	乙酉	正保	元	1644	12月	甲申	元禄	16	1703	癸未	文政	4	1821	辛巳	明治	13	1880	庚辰	昭和	14	1939	己卯																											
"	2	1468	⑩	戊子	"	7	1527	丁亥	"	14	1586	丙戌	ノク	2	1645	⑥	乙酉	宝永	元	1704	3月	甲申	"	13	1763	癸未	"	5	1822	①	壬午	"	14	1881	辛巳	"	15	1940	庚辰																						
文明	元	1469	4月	己丑	享禄	元	1528	8月③	戊子	"	15	1587	己丑	ノク	3	1646	丙戌	"	2	1705	丁亥	丙戌	"	14	1764	6月⑬	甲申	"	6	1823	癸未	"	15	1882	壬午	"	16	1941	辛巳																						
"	2	1470	庚寅	庚寅	"	2	1529	己丑	"	17	1588	⑤	戊子	"	4	1647	丁亥	"	3	1706	丙戌	丙戌	"	4	1765	④	乙酉	"	7	1824	⑧	甲申	"	16	1883	癸未	"	17	1942	壬午																					
"	3	1471	辛卯	辛卯	"	3	1530	庚寅	"	18	1589	己丑	ノク	2	1648	2月①	戊子	"	4	1707	丁亥	丙戌	"	3	1766	丙戌	丙戌	"	8	1825	乙酉	"	17	1884	癸未	"	18	1943	甲申																						
"	4	1472	壬辰	壬辰	"	4	1531	⑤	辛卯	"	19	1590	庚寅	ノク	3	1650	⑩	己丑	"	5	1708	戊子	己丑	"	5	1768	戊子	戊子	"	10	1827	⑥	丁亥	"	19	1885	乙酉	"	19	1944	丙戌																				
"	5	1473	癸巳	癸巳	天文	元	1532	7月	壬辰	"	20	1591	①	辛卯	ノク	4	1651	庚寅	己丑	"	6	1709	辛卯	己丑	"	6	1769	庚寅	庚寅	"	11	1828	戊子	"	20	1887	丙戌	"	21	1946	丁亥																				
"	6	1474	⑤	甲午	"	2	1533	乙未	"	3	1534	①	甲午	ノク	2	1652	壬辰	庚寅	"	7	1710	辛卯	庚寅	"	7	1770	⑥	壬辰	辛卯	"	12	1829	己丑	"	21	1888	戊子	"	22	1947	戊子																				
"	7	1475	乙未	乙未	"	3	1535	丙申	"	4	1593	①	乙未	ノク	3	1653	壬辰	乙未	"	8	1771	壬辰	壬辰	"	2	1830	12月③	天保	"	2	1831	辛卯	"	23	1890	己丑	"	24	1949	庚寅																					
"	8	1476	丙申	丙申	"	5	1536	⑩	丙申	丙申	10月②	丁酉	ノク	3	1654	壬辰	丙申	"	4	1714	乙未	丙申	"	2	1773	③	壬辰	癸未	"	3	1832	⑪	壬辰	"	24	1891	辛卯	"	25	1950	壬辰																				
"	9	1477	①	丁酉	戊戌	"	6	1537	庚寅	"	7	1597	丁酉	ノク	2	1655	丙申	丙申	"	5	1715	甲午	丙申	"	4	1774	甲午	甲午	"	5	1834	癸未	"	25	1892	壬辰	"	26	1951	壬辰																					
"	10	1478	戊戌	戊戌	"	8	1538	己亥	"	8	1539	⑤	己亥	ノク	3	1598	己亥	己亥	"	2	1656	丁酉	丙申	"	2	1712	壬辰	壬辰	"	6	1835	⑦	乙未	"	27	1952	甲午	"	28	1953	癸巳																				
"	11	1479	⑨	己亥	庚子	"	9	1538	辛丑	"	9	1540	己亥	ノク	4	1599	己亥	己亥	"	3	1599	己亥	己亥	"	2	1657	丙申	丙申	"	3	1713	⑤	癸未	"	4	1775	⑫	丙申	"	27	1953	甲午	"	28	1954	癸巳															
"	12	1480	庚子	庚子	"	10	1539	⑤	庚子	庚子	7月	己亥	ノク	5	1600	己亥	己亥	"	2	1658	庚子	己亥	"	2	1717	丁酉	丙申	"	5	1776	丙申	丙申	"	6	1836	⑧	乙未	"	27	1952	甲午	"	28	1953	癸巳																
"	13	1481	辛丑	辛丑	"	11	1540	壬寅	"	12	1541	辛丑	ノク	6	1601	壬寅	壬寅	"	3	1600	己亥	己亥	"	3	1660	己亥	己亥	"	4	1718	戊戌	戊戌	"	6	1777	⑦	丁酉	戊戌	"	7	1837	④	丙申	"	29	1955	乙未	"	30	1956	丙申										
"	14	1482	⑦	壬寅	壬寅	"	12	1542	癸卯	"	13	1543	癸卯	ノク	7	1602	壬寅	壬寅	"	8	1603	甲辰	癸卯	"	2	1662	壬寅	壬寅	"	9	1632	己亥	己亥	"	10	1839	④	丙申	"	31	1898	己亥	"	32	1957	戊戌															
"	15	1483	癸卯	癸卯	"	14	1545	丙午	"	15	1551	壬子	ノク	8	1604	丙午	丙午	"	9	1605	丙午	丙午	"	10	1665	乙巳	乙巳	"	11	1724	④	丙午	丙午	"	12	1840	辛丑	辛丑	"	13	1841	①	壬寅	"	33	1900	庚子	"	34	1959	己亥										
"	16	1484	甲辰	甲辰	"	15	1552	乙巳	"	16	1553	⑩	乙巳	ノク	9	1606	丁未	丁未	"	11	1606	丙午	丙午	"	12	1666	丙午	丙午	"	13	1725	①	乙巳	乙巳	"	14	1843	⑨	癸卯	"	35	1980	庚子	"	36	1961	辛丑														
"	17	1485	③	乙巳	乙巳	"	17	1554	丙午	"	18	1555	壬寅	ノク	10	1607	戊申	戊申	"	12	1607	戊申	戊申	"	13	1608	己未	己未	"	14	1726	②	丁未	丁未	"	15	1844	12月②	弘化	"	2	1845	甲辰	"	37	1962	甲辰	"	38	1963	乙巳										
"	18	1486	丙午	丙午	"	18	1556	庚戌	"	19	1557	丙午	ノク	11	1608	庚戌	庚戌	"	12	1608	丙午	丙午	"	13	1609	庚戌	庚戌	"	14	1727	①	丁未	丁未	"	15	1846	⑤	丙午	"	39	1964	己亥	"	40	1965	丙午															
"	長享	元	1487	7月①	丁未	"	20	1551	壬子	"	21	1552	壬子	ノク	15	1609	壬子	壬子	"	16	1611	壬子	壬子	"	17	1612	癸丑	癸丑	"	18	1613	壬子	壬子	"	19	1614	乙卯	乙卯	"	20	1673	壬子	壬子	"	21	1734	⑩	乙卯	"	22	1849	1月④	泰永	"	40	1907	丁未	"	41	1966	丙午
"	2	1488	戊申	"	21	1553	⑦	戊申	"	22	1554	己亥	ノク	16	1614	乙卯	乙卯	"	23	1674	丙午	丙午	"	24	1665	丙午	丙午	"	25	1735	③	丁未	丁未	"	26	1844	12月②	弘化	"	2	1845	甲辰	"	37	1962	甲辰	"	38	1963	乙巳											
"	延徳	元	1489	8月	己酉	"	23	1554	庚寅	"	24	1555	庚寅	ノク	17	1615	己酉	己酉	"	25	1666	丙午	丙午	"	26	1736	丙午	丙午	"	27	1843	⑨	壬寅	壬寅	"	28	1908	己酉	"	29	1967	丙午																			
"	2	1490	⑩	庚寅	庚寅	"	25	1555	壬寅	"	26	1556	壬寅	ノク	18	1616	庚寅	庚寅	"	27	1667	丁巳	丁巳	"	28	1737	丁巳	丁巳	"	29	1844	1月④	泰永	"	40	1907	庚寅	"	41	1966	己酉																				
"	3	1491	辛亥	辛亥	"	27	1556	癸卯	"	28	1557	丙午	ノク	19	1617	庚寅	庚寅	"	29	1668	丙午	丙午	"	30	1738	丙午	丙午	"	31	1845	④	壬寅	壬寅	"	32	1908	庚寅	"	33	1964	己酉																				
"	4	1492	壬子	壬子	"	29	1557	丙午	"	30	1558	⑥	丙午	ノク	20	1618	庚寅	庚寅	"	31	1671	壬子	壬子	"	32	1672	壬子	壬子	"	33	1723	⑤	壬子	壬子	"	34	1843	⑨	壬子	壬子	"	35	1980	己酉	"	36	1961	庚寅													
"	5	1493	癸丑	癸丑	"	31	1558	⑩	丙午	"	32	1559	丙午	ノク	21	1619	己未	己未	"	33	1673	乙卯	乙卯	"	34	1734	乙卯	乙卯	"	35	1842	⑩	丙午	丙午	"	36	1962	己未	"	37	1963	庚寅																			
"	6	1494	甲寅	甲寅	"	33	1559	丙午	"	34	1560	丙午	ノク	22	1620	庚寅	庚寅	"	35	1674	丙午	丙午	"	36	1735	丙午	丙午	"	37	1841	④	丙午	丙午	"	38	1964	己酉	"	39	1965	庚寅																				
"	7	1495	乙卯	乙卯	"	35	1560	丙午	"	36	1561	丙午	ノク	23	1621	壬寅	壬寅	"	37	1675	丙午	丙午	"	38	1736	丙午	丙午	"	39	1848	2月④	泰永	"	40	1907	乙卯	"	41	1966	丙午																					
"	8	1496	②	丙辰	丙辰	"	37	1562	丙午	"	38	1563	丙午	ノク	24	1622	壬寅	壬寅	"	39	1676	丙午	丙午	"	40	1737	丙午	丙午	"	41	1849	④	丙午	丙午	"	42	1967	丙午	"	43	1968	丙午																			
"	9	1497	丁巳	丁巳	"	39	1563	丙午	"	40	1564	丙午	ノク	25	1623	壬寅	壬寅	"	41	1677	丙午	丙午	"	42	1738	丙午	丙午	"	43	1845	④	丙午	丙午	"	44	1968	丙午	"	45	1970	丙午																				
"	10	1502	壬戌	壬戌	"	41	1564	丙午	"	42	1565	丙午	ノク	26	1624	壬寅	壬寅	"	43	1678	丙午	丙午	"	44	1739	丙午	丙午	"	45	1852	②	壬子	壬子	"	46	1971	壬子	"	47	1972	壬子																				
"	11	1503	癸亥	癸亥	"	43	1565	丙午	"	44	1566	丙午	ノク	27	1625	壬寅	壬寅	"	45	1679	丙午	丙午	"	46	1735	丙午	丙午	"	47	1855	④	壬子	壬子</td																												

近世文書分類表（明治5年まで）

A 支配

- 1 領知 ①領主關係 ②領地關係 ③家臣關係 ④役所關係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤捷 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騒擾・一揆 ⑥各種詫狀
⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩僨約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

B 土地

- 1 檢地 ①検地条目 ②検地 (a 檢地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳
f 田畠高名寄帳 g 田畠貢高帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隠田畠 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

C 貢租

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状
⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進
⑯延納
- 2 課役 ①国役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 運上 b 真加)
- 3 地租 ①税金 ②改正關係

D 村制・戸口

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 督制)
③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 触書 d 願書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳)
③宗門一札 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

E 諸産業

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕
⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作万覚書 b 大福帳 c 田畠小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守
⑧その他特産物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩
⑦漁撈組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鉱業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 細工物 等)
- 8 工業 ⑤その他

F 商業

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商
⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料
⑯商業帳簿 (a 金錢出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

F 商業

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文
⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

G 交通・通信

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤継立人馬 ⑥帳簿 ⑦押借金
⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③轡籠 ④馬背 ⑤貨車 ⑥関所 ⑦通行手形
⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿繼 ③廻状 ④業者

H 水利・土木

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

i 災害・救助

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

J 教育・文化

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸学問 (a 儒 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌
③曆学 ④本草学
- 3 文化 ①隨筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

K 宗教・習俗・身分

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神官 ⑨宣教師
⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈禱 ⑮勅進 ⑯寺社造営修復 ⑰由来
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娛樂 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落語)
⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫官座 ⑬若者組 ⑭遊山
⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①士農工商 ②郷士 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人
⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 紹介)

L 軍事

- ①海防 ②農兵 ③戦争

M 地図

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

X 家

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字帶刀御免 ⑦本家
⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓
⑯結婚 ⑰生死 ⑲衣食住

Y 典籍

- ①和 ②漢 ③外

Z 雜

- ①断簡 ②その他

近・現代文書分類表（明治6年以降）

I 政治行政

- 1 町村政=町政、村政、旧村・区
- 2 戸 口=国勢調査
- 3 国・県・郡政=中央政治、皇室、地方制度、県政、県布達、県公報、県会、郡政、郡会、政界人物
- 4 選 挙=選挙制度、衆議院・貴族院議員選挙、県議会議員選挙、郡會議員選挙、町村議會議員選挙
- 5 村入用・民費=村入用、民費
- 6 租 稅=年貢、租税
- 7 財 政=国家・県（藩）・郡、町村
- 8 土 木・水 利=道路普請・工事、治水、水利、治山
- 9 政 党=政党、地域結社・政社
- 10 司 法・警 察・消 防=司法一般、裁判・裁判所、警察、犯罪、消防
- 11 戰 争・兵 事=陸・海軍、部隊、徵兵検査・兵役、銃後組織・援護、戦災

II 経 済・産 業

- 1 地租改正=地租改正、農地改革
- 2 土 地=地目、開墾、土地売買、土地移動
- 3 物 価・景 況=物価、賃金家計、景況、農林業の景況、商工鉱業の景況
- 4 経済団体=報徳社、産業組合、その他農林業団体、商工業団体、実業家
- 5 農林業=米、茶、柑橘、蔬菜、凶荒、農事、農会、林業、地主と小作
- 6 鉱工業=織維工業、食品工業、軽工業、機械金属、その他重化学工業、公益事業
- 7 商 業=卸売業、小売業、貿易・商社、飲食店・サービス業
- 8 金 融=政府系金融機関、勧業銀行・農工銀行、國立銀行・普通銀行、証券・保険・信用金融（講・質・個人金融）
- 9 運 輸・通 信=道路、鉄道、自転車、郵便、電信、電話

III 社 会・労 働

- 1 社会団体=町内会・部落会・隣組、若者組・青年会・青年団・子供組・少年団、在郷軍人会
- 2 婦人団体=娘組・処女会・女子青年団、愛国婦人会、国防婦人会、キリスト教系婦人会、その他婦人諸組織、女工、職業婦人、恋愛・結婚、家族制度、売春・芸妓・身売り、廢娼運動、婦人解放運動、女性風俗、

婦人活動家

III 社 会・労 働

- 3 社会運動=社会主义運動、部落解放運動、消費組合運動、公害運動
- 4 労 働・農民運動=農民組合、労働組合、農民運動、労働運動
- 5 社会事業=生活經濟保護、児童福祉、医療保険、身体障害者福祉、更生保護、方面委員・社会事業協会・社会保護
- 6 医 療・衛 生・救 慎=医療・衛生行政、保健所、漢方医、医師会、看護婦・助産婦、病院、伝染病・流行病、医薬品、赤十字
- 7 災 害=風水害、震災、火災、公害、消防・防災、霜害・ひょう害、干害、交通事故・遭難
- 8 世 相・民 情=衣食住、風俗・流行、心中・自殺・駆落、年中行事（まつり）、奇習・珍談、電気・電灯、水道、電話、観光・温泉、奉公

IV 教 育・文 化

- 1 学 校=教育行財政、私塾、小学校、中学校、師範・実業・青年学校、高等教育、幼稚園・保育所・託児所、女子教育、各種学校、教育会、教育運動、教科書、教育勅語、郷土教育、特殊教育、学校医
- 2 社会教育=図書館・博物館・村舎・公民館、成人教育、性教育（産児制限）、各種検定
- 3 宗 教・習 俗=神道、教派神道、仏教、キリスト教、民間信仰（俗信・迷信）
- 4 学 問・出 版=発見・発明、学術活動、郷土（地域）研究、新聞、雑誌、郷土出版、放送
- 5 文 学=小説、詩歌・俳句、文学結社、文学運動、同人雑誌、郷土出身作家
- 6 芸 能・芸 術・ス ポーツ=伝統芸能、芝居、演劇、美術、音楽、映画・幻燈、陸上競技、球技、水泳、格技、社会教育、書画・骨董

V その他

- 1 郷土史（誌）
- 2 人 物
- 3 家 政=家業、家計、手帳
- 4 日 記・書 簡=日記、書簡、手帳
- 5 洋 行・移 民=洋行、移民
- 6 雜=国内事情、海外事情、断簡、その他

本古文書目録の利用に当たって

I 文書目録の見方について

1 文書の分類

本古文書は江戸（近世）、明治・大正・昭和（近現代）の時代にわたっています。江戸時代の文書は「近世文書分類表」（明治5年迄）により、また近現代文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代なら、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」・「B-2」・「B-3」……というふうに各項目ごとに年月日の早いものから順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。本古文書は実際には「A-2」・「A-3」・「B-1」・「B-2」・「B-4」・「C-1」・「C-2」・「D-2」……の順になっています。明治以降（明治5年以降）の文書も「近現代文書目録」によって近世文書と同様の配列の仕方で年月日の早い順に並べています。

2 「通し番号」と「文書番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最上欄左端上部にある番号数字で、分類別・年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「文書番号」とは本文書目録の最上欄左端下部にある番号数字のこと、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した数字です。あとで説明してありますが、この「文書番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫食いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「なし」とは、原文書にもともと記入してなかったことを表しています。
- (2) 年号欄・標題欄等で、語句を（ ）で表記しているところがあります。これは原文書には何も記していない箇所ですが、内容から推測してその意味がくみ取れるよう仮の言葉で表現したもので、但し、西暦年は常に（ ）で示し例外です。

4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくてもおよその文章内容が把握出来るようになっています。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記載しました。

5 「形態」欄と「数量」欄について

(1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「縦」とは縦横面のこと、「横」とは横横面のこと、「綴り」とは複数の横面を一括し一縦りにしているもの、を意味します。

(2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のことです。

6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、当家古文書の調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室（博物館）に持ち帰ったことを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室（博物館）に持ち帰った「コピー文書」の保管箱番号のことです。

II 古文書原本の取り出し方について

1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類A、B、C……の項目ごとにそれぞれ分割されて大きな袋（同一分類による文書群の挿入袋）に入っています。この分類袋と文書目録の「文書番号」から該当文書を取り出すことができます。

2 古文書の取り出し方について、～一例をあげると次の通りです～。

例えば文書目録の「通し番号」3の文書を取り出すとします。この通し番号3の文書の「文書番号」は「6-2」で、分類は「A-3」です。
そこで、まず分類 A の挿入袋（同一分類による文書群の挿入袋）を出します。そしてこの大きな封筒の中から文書番号「6-2」の封筒を選び出せば該当文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

III 文書の扱いについてお願い

- 1 古文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入袋に納めてください。これを取り違えると、次回引き出すとき行方不明となり、すべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納箱の中に入れ替えてください。
- 3 本古文書は江戸時代の上湯日村の動向を知る上で貴重な資料となるものです。富永家の宝物であると同時に島田市の貴重な財産もあります。いつまでも大切に保存してください。

地区番号:6 地区名 : 初倉(湯日)・富永家文書

分類:A-2 支配一法令

No.1

通し番号 文書番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写区別	形態	数量	撮影	箱番号
1 31	A 2	なし 2月 ・酉	乍恐書付を以奉申上候	○上湯日村庄屋:藤兵衛 ●柴田民右衛門	上湯日村庄屋藤兵衛がこれまで使用していた印鑑が損傷したので、新たな印鑑に取り替えたいと、新印鑑を押印して示し、その使用許可を願い出たもの。同村庄屋三郎左衛門の奥書あり。		原本	状	1	○	77

A-3 支配一治安

2 7	A 3	宝暦10年 9月 (1760年)	仕渡し申一札之事	○上湯日村過言主:久兵衛・新八・宗兵衛・桂八・ ●柴田民右衛門 ●上湯日村庄屋:藤兵衛	久兵衛は庄屋に対して失礼なことを言ったので、庄屋は立腹し、地頭役所へ訴えること、そこで久兵衛は新八等4人の近所の衆に仲介を頼み、詫びをいれて許された。以後絶対にこのような悪口を言わないことを誓う。		原本	状	1	○	77
3 62	A 3	安永4年 5月 (1775年)	(欠-後家の訴え)	○中里村:孫兵衛後家 ●掛川御役所	孫兵衛後家には隠居がいて、その隠居は別居していたが、去る巳年春に死亡。その死体を後家が引取り葬りたくなり、村役人に申し入れたが許されず、村役人は親類も巻き込み、後家を無視して勝手に葬ってしまった。その背景には隠居所持の田畠の利得の配分があった。そこで後家は掛川宿の元右衛門に依頼し、再三公儀へ訴訟の骨折りを頼んだが、相手にされず、止むなく後家の身ながら隠居の田畠を取り返したく願い出たもの。	前欠(表紙の部分)	原本	状	1	○	77
4 52	A 3	文政3年 8月 (1820年)・辰	詫申一札之事	○下湯日村当人:庄八・證人:八三郎・同九平 ●次右衛門	私はこの度無実の難題を貴殿にぶつけ、また疵を負わせ一言の申し訟もない。村人を仲介にお詫びしたところ、私家の立ち行くように勧弁してくれた。お聞き入れありがとうございました、との詫び状。		原本	状	1	○	77
5 56	A 3	文政9年 正月 (1826年)・戌	差出申一札之事	○当人:利八・組合:喜内・同伊右衛門、外2人、 外組:次六外2名 ●上湯日邑:次右衛門	利八が今度次右衛門に不埒な事をしてかし迷惑をかけた。のこと一言の申し訟もない。この件で外組の次六・権左衛門・円蔵が仲介し内在と許された。以後慎む、との詫び状。	虫喰いあり紙面上下破損、字欠	原本	状	1	○	77
6 97	A 3	なし 9月 ・辰	覚(廻状)	○岩出伊右衛門 ●中泉村・見付村、外34ヶ村(途中上湯日・下湯日村あり)	1、田高306石6斗9升3合(下湯日村内)、1、田畠高204石5斗9升4合(上湯日村内)、これは遠州千頭山林木棒木伐出し請負人の銀次郎・藤十郎・三郎左衛門・孫左衛門の4名不埒に付き請負御免となる。上記田畠はその質地で、近日その入札落札人を決める。については10月5日證人と共に中泉代官所へ出頭せよ、との廻状。		原本	横	1	○	77
7 73	A 3	なし 9月 ・辰	乍恐以書付を奉申上候	○上湯日村百姓代:甚六、庄屋:藤兵衛 ●近藤伴内	金131両・永210文6分(大井川御賄金・官様御金・金谷御伝馬金・掛川御伝馬金)。この金内、16両3分・永12文9分を村百姓拝借、残り114両1分・永199文1分は三郎右衛門拝借。三郎右衛門はこのため質物として右土地を入れた。ところが、去る丑年より千頭山を請負いその金子の質物として右の土地を入れた。このことで請負方不埒ということになり、田地は全て公儀取り上げとなり、右拝借金の質物田地はなくなってしまった、と申し上げる。	文中虫喰い、紙破損あり	原本	状	2	○	77
8 67	A 3	なし 9月 ・辰	覚	○上湯日百姓代:甚六、以下欠 ●欠	前記通し番号7と同じ。	文書末部分欠	原本	状	1	○	77
9 16	A 3	なし 10月 ・辰	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村:百姓代:甚六、庄屋:藤兵衛 ●近藤伴内	上湯日村の三郎左衛門と下吉田村の藤十郎が千頭山を請け負ったこと不埒ということで江戸表へ呼び出され宿借りしていた。その宿料が以外にかかり、この度宿替えしたが、先の宿代金不足に付き、江戸上屋敷様から金3両を拝借したといつて譲せがあった。拝借の件、村中の者感謝。三郎左衛門帰村次第返却する、と申し上げる。	虫喰い・紙破れあり。	原本	状	1	○	77

B-1 土地一検地

10 135	B 1	なし 8月 ・寅	覚	○上湯日村組頭:仁右衛門・庄屋:藤左衛門、同三郎左衛門 ●柴田民右衛門	「字坂口、下畠6畝5歩・久兵衛・分米3斗8合3勺1分・石盛5勺」、以上の通り相違なし、として役所へ提出したもの。裏面に去る8月大井川出水に付き、川欠け、ここは起し返し困難な場所なので永引きにしてほしい、との奥願書となり、どちらが紙背文書か不明。		原本	状	1	○	77
-----------	--------	-------------	---	--	--	--	----	---	---	---	----

分類:B-1 土地一検地

No.2

通し番号	分類番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写別	形態	数量	撮影	箱番号
11 25	B 1	なし 5月 ・辰	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓代:甚六、組頭:仁右衛門、庄屋: 藤兵衛 ●近藤伴内	田畠の返し(再開発)の場所に付き、お尋ねがあったので、該当する田畠について帳面にして差し出すが、この田地の年貢納入の割合についてはどうか考慮してもらいたいとする願い状。	虫喰い	原本	状	1	○	77
12 108	B 1	なし	覚 上湯日村	○なし ●なし	上湯日村高:204石5斗9升4合。本田:178石8斗8升9合、新田:高25石7斗5合、免合を差引き、残り64石3斗3升3合、この儀183石3斗3升9合6勺。	紙数5枚	原本	縦	1	○	77
13 102	B 1	なし	反別小前覚	○なし ●なし	鎌塚反別覚とし、例えば「新八 分米合1石9升9合」という記載方法で、藤兵衛、惣右衛門、彦七、権八、佐右衛門、久兵衛、三四郎、弥右衛門の名前が上がっている。		原本	横	1	○	77

B-2 土地一免租地

14 91	B 2	寛永17年 10月10日 (1640年)・辰	なし	○飯塚太郎右衛門 ●山村の久兵衛	上湯日村の内、山村の林を整頓するため、久兵衛が切り起した畠の竿を除く、との指示があったので、今度新田改帳から除外するので今後よいよ精を出せ。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
----------	--------	---------------------------	----	---------------------	--	-------	----	---	---	---	----

B-4 土地一所有地

15 80	B 4	元禄2年 3月 (1689年)・巳	前欠 (田地返還の願い状)	○鳩村:彦兵衛 ●御代官様	彦兵衛はかつて左兵衛に田地を売却したことがあり、後になって「田畠永代売買の禁令」が発布していたことを知ったのだろうか、売却田地は親代の草分けの田地だから永代売とせず、田地を請け戻したいと代官所に訴えたもの。	文書前欠で内容不明な点あり。虫喰い著しい	原本	状	1	○	77
16 10	B 4	寛延3年 5月 (1750年)・午	引請申證文之事	○上湯日村地主:三郎左衛門 ●欠	もと三郎左衛門所持地、高146石6斗3升9合の田畠は延享4年本田越中守が所替えの節に召し上げ地となり、越中守より植松村久兵衛方に譲された。この度組頭衆や諸親類相談の結果、この田畠、證文と共に三郎左衛門に返却願いたく掛川役所に願い上げ許可された。その時の年貢諸役納入の約束證文。	文章後欠虫喰いあり	原本	状	1	○	77
17 81	B 4	寛延3年 5月 (1750年)・午	取為替申證文之事	○上湯日村百姓代:甚六、組頭:孫右衛門、同藤兵衛、同平三郎、同仁右衛門、親類:仙右衛門、孫六、庄屋:三郎左衛門、養子:幸八 ●上松村:久兵衛	高146石6斗1升9合の田地、これは延享4年本田越中守が所替えの節に召し上げ地となり、植松村の久兵衛に譲された。久兵衛はこれに關して御用金189両を上納している、越中守配下役人が言うには、末々三郎左衛門の跡式相続を決めて、この地をこれに渡すというものが久兵衛の所有。その久兵衛病身にて賄いもままならず、また、三郎左衛門も跡式を幸八と決める。こうなった以上はこの田畠山林竹木は当村が請取り、この田畠付きの拝借金・年賦は当村で上納する、と決める。	紙破損	原本	状	1	○	77
18 77	B 4	寛延3年 9月25日 (1750年)・午	乍恐書付を以て御訴訟申上候	○上湯日村百姓代・組頭・庄屋(人名不明) ●宮城主殿様御役所	官城主殿様知行所の下湯日村百姓伊兵衛が、太田撰津守領の上湯日村庄屋幸八持ち分の中田7畝4歩(垣の内)に入り込み稻を刈り取る。この地はもと肥料だったが、今は掛川藩領。話はこじれ、下湯日村組頭が100名の百姓を召し連れて來て上記中田面積半分を刈り取る。この理不尽は許せない。どうか下湯日村百姓を呼び出し吟味を願いたい、といふ訴え状。	下書き	原本	状	1	○	77
19 57	B 4	寛延3年 10月 (1750年)・午	乍恐書付を以御訴訟申上候(下書き)	○太田撰津守領分遠州織原郡上湯日村百姓代: 甚五右衛門、組頭:伊右衛門、仙右衛門、 庄屋:藤兵衛 ●宮城主殿様御役所	下湯日村の百姓3名の者がかつて下湯日村の田地で今は上湯日村の所有となっている田地に入り込み理不尽にも稲の刈取りを行った。この田地については、15年以前(享保20年)より13年以前までに證文を取り交し幕着していく、下湯日村百姓の今回所業は許せない。この者達を厳しく吟味してもらいたい、と役所に訴えたもの	文書後久、裏面に別の文書が記載されているが、どちらが紙背文書かわからない	原本	状	1	○	77
20 20	B 4	なし 4月 ・辰	覚	○太田撰津守領分遠州織原郡上湯日村誰印、證人印 ●岩出伊右衛門	田畠高204石5斗9升4合、この反別18町4反余り、この金20両。これは千頭山御林檜木請負の質地お払いに付き入札したところ私の落札となつたので、私が買ひ受ける(材木)ことになつたので、お届けする、というもの。	下書き 虫喰い	原本	状	1	○	77
21 33	B 4	なし 11月 ・辰	乍恐以書付を奉願上候	○甚六、仁右衛門、藤兵衛、外百姓4名連印 ●御代官様	当村千頭山質地がお払い地となり、嶋田役所から当村の者が呼出され、村方で入れし買ひ受けよう指示された。しかし、買受代金は45両。当村管轄の役人は江戸表へも相談するが、とにかく買えと言ふ。しかしこの代金方では工面不可能。どうか村を助ける為の拝借願いたい、との願い状。	紙面下部破損。虫喰いもある	原本	状	1	○	77

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写 別	形態	数量	撮影	箱番号
22 1	B 4	なし 10月5日 ・午	乍恐書付を以御訴訟申上候	○太田櫻津守領分遠州棟原郡上湯日村百姓代・組頭・庄屋 ●宮城主殿御役所	下湯日村の百姓が上湯日村の田地に踏込み、無断で立毛(生育中の稻)を刈り取った。そして役所の指示により年貢を勘定し上納。このような理不尽なことは上湯日村として承服できない。どうか下湯日村百姓中を役所に呼出して糺してもらいたい、という訴え状。	虫喰い 紙変色	原本	状	1	○	77

C-1 貢租一年責

23 139	C	寛延3年 11月 (1750年)・午	前欠(免状扣)	○早川十郎兵衛・太田外記、等10名連名 ●庄屋・百姓	(前欠)納合:米88石6斗5升7合、この通り御取締を午年から亥年まで5ヶ年間定免と決定するので、間違いないよう村の者に割当て、12月10日迄に皆済せよ、との達し。	文書前欠	原本	状	1		
24 107	C 1	寛延4年 11月 (1751年)	未御年貢免定之事 —遠州棟原郡上湯日村—	○早川十郎兵衛・土屋源五左衛門、 —その外8名御印形有之一 ●なし	高224石9斗1升2合、これより永引(15石)、当未田畠返し、藤屋敷引き、田方庄屋給引き(2石2斗4升9合)など差引き、残り:172石4斗9升6合となってい。これより本田・新田畠等の内訛あり、納合:米88石8斗8升1合、5ヶ年定免。		原本	縦	1	○	77
25 106	C 1	宝暦4年 国2月 (1754年)・戊	元禄6年酉5月石ヶ谷十郎右衛門様江渡り高帳	○なし ●なし	本田畠・新田畠・屋敷とそれらの反別・分米を載せて、個々の反別所有者と分米を列挙する。なお、この帳面は初め元禄6年に作成されたものを、古帳汚染につき見分け出来なくなり、この宝暦4年に書き写した、とある。	紙数11枚	原本	縦	1	○	77
26 11	C 1	宝暦10年 12月22日 (1760年)・辰	覚	○上湯日村百姓:仙右衛門、百姓代:甚六、 組頭:仁右衛門、庄屋:藤兵衛 ●堀野惣七、藤田丹左衛門、その外1名	置き穂42俵、この米21俵、この俵数を御藏に詰め置いたのでお改めのほど願いたい。当分昼夜共に番人をつけ厳重に守る、と報告したもの。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
27 29	C 1	なし 5月 ・辰	乍恐以書付奉願上候 (下書き)	○上湯日村百姓代・組頭・庄屋 ●近藤伴内	上湯日村の田畠返し(再開発)の場所に関してお尋ねがありお答えする。田方で当年鐵下年季明の場所あり、それは坪名前帳面(別紙V)通りであるがどうか年貢割合については低率で願いたい、とするもので、坪付帳面には治六と弥作の返し田畠の記載あり。		原本	状	2	○	77
28 22	C 1	なし 9月 ・辰	乍恐以書付を奉願上候	○上湯日百姓代:甚六、庄屋:藤兵衛 ●近藤伴内	去る卯年の年貢不納の分69俵、代金にて8月・9月毎日の2度の渡り上納せよとのお達しがあったが、8月は金子調達できず、当月20日までに上納する。9月の分は来月10日までお待ち願いたい、との願い状。	紙面下方部 虫喰いあり、 欠字あり	原本	状	1	○	77
29 61	C 1	なし 12月 ・辰	差上申一札之事	○上湯日庄村屋:藤兵衛・百姓代:甚六 ●浦田左半衛門	村方上納163俵余り、この内107俵2斗余りは三郎左衛門の納めとなってい。その外郷藏預り米などがある。	紙破損、紙表 劣著しい	原本	状	1	○	77
30 78	C 1	なし 12月 ・辰	差上申一札之事	○甚六、仁右衛門、藤兵衛 ●近藤伴内	当村の年貢米108俵が不納となっていることで、役所より叱りを受けた。実は当宿押借金があり、取立が厳しく、こちらに金子4両を納めた。大切な年貢を差し置いて先に宿方を済ました事申し訳なし。今後は改める、とするお詫びの一札。	紙破損、下部 は欠字あり	原本	状	1	○	77
31 27	C 1	なし 12月 ・辰	差上申一札之事	○甚六、仁右衛門、藤兵衛 ●なし	年貢は確実に上納するようにとの公儀からの達しがあったにもかかわらず、村方不届きにも米108俵不納となって迷惑をかけている。というのも「当宿」からの押借金40両余りあり、厳しい取立の催促があつて取り敢えず百姓から徴収した4両をこの「当宿」への返納にあてた。年貢納入を差置き宿方を優先するなど申し訳ない。年貢納入は必ず約束する、という村の不始末のお詫び	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
32 82	C 1	なし 正月 ・申	乍恐以書付を奉願上候	○上湯日村百姓代:甚六、組頭:仙右衛門、同断:仁右衛門、同庄屋:藤兵衛、同断:幸八 ●柴田民右衛門	当村の年貢諸入用の件、皆済の者もあるが、逆に一切未納の者がおり、御城役や宿舎勘定の提出につき催促したが一向に応じない。とりわけ五郎右衛門、敷兵衛、源六、仁右衛門の4名には手をやいている。この者を呼びつけ吟味を願いたい。	虫喰い・紙の 変色や破損あり	原本	状	1	○	77
33 84	C 1	なし 9月 ・申	乍恐以書付を奉御願申上候	○上湯日村百姓代:甚六、組頭:仁右衛門、庄屋: 藤兵衛、同断三郎左衛門 ●柴田民右衛門	去る末年の年貢諸勘定、村役人が割付けしたものを百姓が納入拒否している。岡田庄村屋善右衛門、下吉田庄村屋善藏、植松村久兵衛等に依頼し右拒否する百姓を説得、一応は納得したが、又また拒否。その百姓の内5名の者の吟味を願い出る。	紙面に虫喰 いあり	原本	状	1	○	77

分類:C-1 貢租一年貢

No.4

通し番号	分類番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写別	形態	数量	撮影	箱番号
34 88	C 1	欠 ・午	断簡(定免請證文)	○欠 ●欠	高117石5斗6升7合 新田、これら永引き、当年田・畠起返しなどあり。小計59石3斗8升5合とあり。	前後欠にて詳細不明	原本	状	1		
35 92	C 1	なし 12月5日	なし(上納金納めの覚)	○高林七郎左衛門 ●なし	メ金5両2分1朱、メ銭12貫539文、内2両2分1朱・銭13貫330文請取り。残り2両3分1朱・551文の不足。この不足分早々に上納せよ、との達し。		原本	状	1		
36 63	C 1	欠	未御年貢米勘定帳	○欠 ●欠	本田高3斗8升9合、この取米1斗7升4合、免4ヶ5分。新田1石3斗5升6合、内3斗9升3合の田方は永引。残り9斗6升3合、この分米合6斗3升9合。	文章後欠	原本	状	1		
37 64	C 1	欠	欠(年貢勘定帳)	○欠 ●欠	残り55石4斗8升1合、この内訳として、田方17石5斗7升2合、この取米7石2升9合、免4ヶ、となっている。	文章前後欠	原本	状	1		
38 70	C 1	欠	御定免御請證文之事	○欠 ●欠	本田方:高104石9斗8升2合、同畠屋敷:高13石8斗2升6合、新田方:17石3斗3升2合、田畠屋敷:高29石2斗4升。	文章後半部分全欠	原本	状	1		
39 85	C 1	欠	断簡(定免請證文)	○欠 ●欠	高2石6斗2合 改新田。	前・後欠、全容は把握できない	原本	状	1		
40 86	C 1	欠	断簡(定免請證文)	○欠 ●欠	高:2石4斗9升6合・定右衛門、高1斗6升8合 新田。	前・後欠、全容は把握できない	原本	状	1		
41 87	C 1	欠	断簡(定免請證文)	○欠 ●欠	高117石5斗6升7合 新田。	前・後欠、全容は把握できない	原本	状	1		
42 38	C 1	欠	断簡(定免請證文)	○欠 ●欠	新田高2石1斗4升5合7勺、内畠方永引き:1斗5升7合、残り:1石9斗8升8合7勺。	前・後欠	原本	状	1		
43 66	C 1	欠	御定免請證文之事	○欠 ●欠	毛付高:169石2斗8升6合6勺6才、内:田畠162石3斗9升4合6勺6才、新田毛付高:63石7斗2升3勺3才。	文章後欠虫喰いあり	原本	状	1	○	77

C-2 貢租一課役

44 5	C 2	宝曆3年 11月 (1753年)・酉	覚	○遠州吉田村:藤兵衛、同北河原新田:證人利右衛門、同湯日證人:三郎左衛門、證人:忠蔵 ●鳩田町:伝三郎	鎌塚在御林の松林の運上金160両の内、8月に上納20両を伝三郎から借用し上納。返済は総金高160両分の木数を、地頭様に確認を受けて20両分の木数を割り出し、その木数を伝三郎に渡す、と決める。12月10日前に渡す手書を整える、とある。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
45 45	C 2	宝曆4年 5月 (1754年)・戌	一札之事 (下書き)	○鳩田町:伝三郎 ●下吉田村:藤兵衛、上湯日村三郎左衛門、北川原村:利右衛門	去る酉年、鎌塚の御林松木運上金の内、26両1分ご用立てしたが、酉年の暮れに残木60本と共に計160本請取の見込みだった。これにて御用立金子と差引して過不足分はない。尤もこの松木は今年中に切取る、との通達。	紙下方の虫喰い著しい	原本	状	1	○	77
46 153	C 2	なし 正月14日 ・丑	覚	○増井基五兵衛 ●上湯日村:藤兵衛	錢1貫400文、これは上湯日村御林下刈り運上、丑正月分の上納分として受取る。		原本	状	1	○	77
47 151	C 2	なし	覚	○なし ●なし	上湯日村の内、高29石8斗7升、石ヶ谷様分、メ勤め高については、174石の内に勤めている。10分の1の割合である、としている。		原本	状	1		

D-1 村制・戸口一村概況

48 109	D 1	延享4年 正月 (1747年)・卯	遠州榛原郡上湯日村指出帳	○上湯日村庄屋:三郎兵衛、組頭:仁右衛門、同断:伝六、百姓代伝七 ●なし	寛文2年長谷川藤兵衛の地押、高224石9斗1升2合(本田畠)、高117石5斗6升7合(新田畠)、総高342石4斗7升(後欠)差引高・残高265石1斗5升7合(有高)、往還御伝馬助郷役金谷へ勘、往還掃除道場あり、野山は上湯日村・下湯日村両村で入会。「これは殿様御替之節、太田領津守様え差上候写書」とあり。裏表紙に「文化六巳年」とあり。	紙破損、変色、欠字あり。紙数9枚	原本	縦	1	○	77
-----------	--------	----------------------	--------------	---	--	------------------	----	---	---	---	----

分類:D-2 村制・戸口一村政

No.5

通し番号	分類番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写別	形態	数量	撮影	箱番号
49 43	D 2	宝暦2年 11月12日 (1752年)・戌	上湯日村百姓扣の田地質物に差し候名寄目録	○上湯日村預り主:藤兵衛、百姓代:甚六、組頭:仁右衛門、庄屋:三郎左衛門 ●太田撰津守内:土居源五左衛門 外1名(虫喰い)	掛川宿御伝馬につき、地頭様より永々助成するよう命ぜられ、金5両を借用。その質物として、藤兵衛が所有する田地、柿の木坪の中田2反24歩、同所中田8畝11歩、字前下田1反4畝25歩を書上げる。	宝暦2年は戊ではなく申年虫喰い紙破損あり	原本	状	1	○	77
50 140	D 2	安政6年 12月 (1859年)・未	欠(庄屋三郎左衛門の不始末を村が背負う)	○上湯日村長百姓:清五郎 外13名連印、組頭、庄屋欠 ●欠	(前欠)当村庄屋三郎左衛門は借金が嵩み、村役人の手に負えなくなっている。その件で役所より呼出しを受けた三郎左衛門はそのまま出奔している、今もって行方不明。そこで田畠・山林屋敷・家財を代金に替えて村弁償金をも加えてやっと片付いた次第。書面の地所賣廢の自由にして村方向の文句もない。	文章前後欠	原本	状	1	○	77
51 83	D 2	なし 2月 ・寅	乍恐以書付奉願上候 (下書き)	○上湯日村庄屋:藤兵衛 ●柴田民右衛門	私(藤兵衛)と同役の三郎左衛門は千頭山請負の仕事ばかりしていて年貢取立・割付等は後回しにする。去る10月、組頭・百姓代それに私藤兵衛を急に三郎左衛門宅に呼びつけ、年貢割付のことなど叱り付ける。大体三郎左衛門は公儀からの達し・年貢割付状も見せもしないで、その村内割付を私等に指示する始末。この勝手な振る舞い村の実情をお知らせする。外は口上にて申し上げる、と奏上。	虫喰い、紙面 上部は断続的 に破損	原本	状	1	○	77
52 148	D 2	なし 12月15日 ・辰	乍恐以書付奉御注進候	○庄屋:藤兵衛 ●近藤(名前なし)	中泉役所より御状到来す。右質地(記載なし)の件で用件あり。来る16日4時、嶋田役所へ庄屋・組頭・百姓代が印形持参の上出頭せよ、との達しの通達。		原本	状	1	○	77
53 24	D 2	なし 4月 ・午	乍恐以書付奉御願申上候	○上湯日村:藤兵衛 ●近藤伴内	私(藤兵衛)は庄屋退役を願いたい。ただこの際、年貢諸入用上納の件をはっきりさせておきたい。すなわち卯・辰両年貢分を三郎左衛門が未納の所、代官の指示で前玉庄村屋治右衛門と植松村久兵衛両人の世話になり落着した。ただ掛川宿忠左衛門方への御城役入用で不足の百姓あり、この者の吟味をお願い、と申しあげる。		原本	状	1	○	77
54 32	D 2	なし 3月 ・未	乍恐書付以奉御願申上候 (下書き)	○上湯日村庄屋:藤兵衛 ●柴田民右衛門	私藤兵衛、この度庄屋役を辞職したい。その理由は持ち高少なく、その上村内の御用勤めで耕作もままならず、室内8人あり養い方苦しく、70才になる両親にも苦労をかけている。だから庄屋役ぜひ辞めさせて欲しい、と願い出たもの。	紙破損・虫喰 いあり	原本	状	1	○	77

D-3 村制・戸口一村入用

55 143	D 3	宝暦10年 (1760年)・辰	譲渡し申山證文之事	○上湯日村亮主:三郎左衛門、仙右衛門、六郎兵衛、甚六、仁右衛門、庄屋:藤兵衛 ●同村:久八	代金5両、年貢金に困り(売却)、官沢に存する山1ヵ所を売渡す。もし3ヵ年内に請返しできない時は、元金に2割の利息をもって返す、と約束する。	紙上部は破損	原本	状	1	○	77
56 75	D 3	天保8年 (1837年)・酉	借用申金子之事	○上湯日村金子借主組合惣代:清右衛門 外連名(後欠) ●欠	金10両、小前一年同貢金に困り、この金子借用。月1の利息、返済は戌年4月晦日。※なお担保物件はなく、連名の百姓が責任を持って返済となる。		原本	状	1	○	77
57 98	D 3	(文久3年)正月 (1863年)・亥	なし(人足覚)	○なし ●なし	「金谷宿油屋甚四郎 実正月16日より」とて、その日必要とした事柄(氏名又は物品又は日にち・人夫名)を記載。記入の仕方が不統一で、内容判断困難。※文中、元治元年子6月の項あり、亥とは文久3年と判断した。		原本	横 ・綴り	1		
58 105	D 3	なし 3月 ・辰	なし(御取上田畠散田米等書上)	○遠州練原郡上湯日村百姓代:甚六、組頭:藤兵衛 ●岩出伊右衛門様中泉御役所	太田撰津守様額分上湯日村、田頃高:240石5斗9升4合、この散田米163石6斗7升5合、この内①年貢米76石9斗8升9合、②米82石6升3合—これは種類を初め村役人の地頭所出張の折りの難用や諸普請等。残り4石6斗2升3合の作徳。	紙數4枚。 紙変色・虫喰 い・疲労	原本	紙	1	○	77
59 93	D 3	なし 6月 ・辰	前後欠(借米・金払済みの覚)	○欠 ●欠	①卯12月借用米の分(孫右衛門の分)、△元利共1分・459文—この分山代金差引にて済み。②卯2月、元利△金3分・986文—これは金谷平右衛門属馬1疋の賃錢取替え分に差引きの分、とあり。	文章前後欠	原本	状	1	○	77
60 17	D 3	なし 10月 ・辰	乍恐以書付を奉申上候	○上湯日村百姓代:甚六、庄屋:藤兵衛 ●近藤伴内	①金20両は大井川御団金、②金16両1分は金谷宿御伝馬金、③金18両3分・永212文9分は掛川宿様金。これらの中借金の質地反別のお尋ねであるが、三郎左衛門が江戸表出張中で不在の為留守でわからず、返答できない、と回答。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
61 95	D 3	なし 9月8日	覚	○孫八 ●鎌塚村:藤兵衛	諸色値段書上(例:竹2把=1貫200文、袋分・八百墨=17貫100文)など、△19貫927文、内8貫文渡し。差引△11貫927文済み、とあり。	虫喰いあり	原本	状	1		

分類:D-4 村制・戸口一小作

No.6

通し番号 整理番号	分類 類別	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写別 原本	形態 状	数量 1	撮影 ○	箱番号
62 90 4	D	宝暦4年 2月2日 (1754年)・甲亥	前欠 (宗旨手形の断片)	○欠 ●太田撰津守御内渡辺伊右衛門、秋山七兵衛、林源太夫	上湯日庄村屋三郎左衛門、同藤兵衛の奥書あり。茂八女房の宗門改めのことが記され、身柄を保証している。	紙面破損著しく、文章前欠	原本	状	1		
63 18 4	D	宝暦4年 2月 (1754年)・甲亥	差上申一札之事 (扣)	○遠州棟原郡上湯日村:茂八 ●同国同郡同庄村屋:藤兵衛、同三郎左衛門	茂八女房の実家は、本多長門守様領分沼伏村文平の娘で、去る12月に嫁いできた。宗旨は権宗下湯日村の養勝寺且那。※この一札と共に養勝寺の寺請證文も同時に記載している。	紙面下部が虫喰い、変色	原本	状	1	○	77
64 9 4	D	宝暦6年 3月8日 (1756年)・子	乍恐書付を以御注進申上候	○上湯日庄村屋:名前欠、同断:三郎左衛門、組頭:仁右衛門 ●柴田民右衛門	当村百姓仙右衛門は去る亥正月、急に家出して江戸に行き、若松町崎地喜兵衛方に奉公しているということが分り、こちらより度々連絡し説得した結果、当月5日に帰村。これを役所に届けたもの。	紙下部虫喰いにて欠字多數	原本	状	1	○	77
65 2 4	D	宝暦6年 (1756年)・子	差上申一札之事	○遠州棟原郡上湯日村:八兵衛 ●上湯日庄村屋:藤兵衛、同三郎左衛門	八兵衛女房は下湯日村才兵衛の娘で、去る亥年2月結婚。且那寺は権宗下湯日村養勝寺。※これと同じ意味の宗旨手形を戴せ、それは太田撰津守内松山三郎太夫、大西和助、渡辺弥右衛門宛で発せられ、更に庄屋藤兵衛と三郎左衛門の奥書がある。	この書は扣	原本	状	1	○	77
66 76 4	D	なし 2月 ・寅	差上申一札之事 (扣)	○遠州棟原郡上湯日村:浅右衛門 ●上湯日庄村屋:藤兵衛、同三郎左衛門	浅右衛門伴三之丞の女房はその実家は宮城主駿知行所下湯日村基左衛門の娘で、去る11月に伴と結婚。且那寺は下湯日村養勝寺。※これと同じ宗旨請負證文で差出人が養勝寺と上湯日庄村屋藤兵衛・三郎左衛門のものがあり、宛名はいずれも太田撰津守内松山三郎太夫・大西和助・渡辺弥右衛門である。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
67 79 4	D	なし 2月 ・寅	乍恐以書付奉願上候 (下書き)	○上湯日村百姓:浅右衛門、百姓代:甚六、以下 欠の奥書あり ●柴田民右衛門	浅右衛門の伴三之丞(25才)は家族ごと(女房24才、子三郎3才)金谷に引越し百姓をすることになったので、当年より人別帳から除外してもらいたい、との移転願い。	文章後欠 虫喰いあり	原本	状	1	○	77
68 19 4	D	なし 9月 ・酉	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓:久兵衛 ●柴田民右衛門	久兵衛の弟長右衛門は従来久兵衛家内にて一緒に暮らしてきたが、この度別宅し、久兵衛の所持する畠内に家を建て百姓として勤めたい。のこと許可願いたい、とする願い状。庄屋・組頭連名の奥書あり。	紙面の上下部が虫喰い、紙破損	原本	状	1	○	77

E-2 諸産業一小作

69 101 2	E	文化10年 正月16日 (1813年)・酉	烟年貢付扣誌 光白山 懇且中	○養勝寺界閑代(裏表紙) ●なし	①宅右衛門作 外4名を挙げ、この分メ1貫636文。②仲原畠として九兵衛作外3名を挙げ、この分メ824文。③庄八作 外6名を挙げて、この分872文、シロメ3貫332文として、酉の正月16日に且中寄合で決定した、とある。		原本	横	1		
----------------	---	--------------------------	-------------------	---------------------	--	--	----	---	---	--	--

E-4 諸産業一林業

70 13 4	E	宝暦4年 10月 (1754年)・戌	證文之事	○下吉田村(名前欠)、(同村請人欠)、上湯日村 (證人欠) ●鳩田町:伝三郎	上湯日村に御林2ヵ所あり、そこの松木請負とその代金のことについて述べているが、紙面上下虫喰い・欠字にて意味がとりにくい。	虫喰い・紙 破損	原本	状	1	○	77
71 110 4	E	宝暦7年 7月 (1757年)・丑	遠州千頭山御林より御伐木雜博木御請質地坪付	○上湯日村地主名主:三郎左衛門、同村同百姓代:甚六、信州伊那郡和田村請負人:銀次郎、同国福与村:代助、遠州周知郡領家村:久太夫、同国棟原郡上湯日村:三郎左衛門、同国同郡下吉田村:藤十郎 ●なし	差出人6人は千頭山御林の伐木、雜博木の仕出しを丑年から巳年までの5ヶ月間で請負った。その為彼らは質物としてそれぞれが所有する田地(反別・分米書上)を提出したもの。	表紙破損 虫喰い・紙 変色	原本	縦	1	○	77
72 46 4	E	宝暦10年 (1760年)・辰	金子請取申一札之事	○上湯日村:三四郎 ●鳩田町:伝三郎、上湯日庄村屋:藤兵衛	①金2分・銭615文、②金1分・銭690文、の2口合計1両・銭214文。これは当村の御林御払の筋、下吉田村の藤兵衛が請け負ったので、彼から金子を受取るところであるが、この山は鳩田町伝三郎に譲ったので、この伝三郎に支払ってもらいたい、としたもので、その請取が確認されたことを示す一札。		原本	状	1	○	77
73 69 4	E	なし 8月 ・卯	乍恐以書付御注進申上候	○上湯日村山守:久兵衛 同庄村屋藤兵衛の 奥書あり ●御山方御役所	①松枯木1本(目通し間6寸・長3間余)、②同じく1本(目通し3間廻り、長3間余り)、これは当村御林古木の伐跡、並木道2本立枯れがあつたもので、この件お届けする、と報告したものの。	紙変色・疲 労	原本	状	1	○	77
74 74 4	E	なし 11月 ・辰	乍恐書付以奉願上候	○上湯日村百姓(後欠) ●欠	当村千頭山質地が御払地となつたので、鳩田役所は当村で買えという。当役所も同意見。しかし、村では金子工面が出来ない(45両)ので拝借願いたい、との申し出。	文章欠	原本	状	1	○	77

分類:E-4 諸産業一林業

No.7

通し番号	分類整理番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写区別	形態	数量	撮影	箱番号
75	E 4	なし 3月 ・巳	乍恐以書付御注進申上候	○上湯日村山持:久兵衛、庄屋:藤兵衛 ●御山方御役所	当村御林内の松の枯木、計7本(長・目通し記)あり、のこと御注進する。これら御検分の上切取り薪木にしたい。勿論この分の運上は上納する。この件お願いしたい、と申し上げ。	紙破損あり	原本	状	1	○	77
76	E 4	なし 4月 ・巳	乍恐以書付御願申上候 (下書き)	○上湯日村願主山守:久兵衛、庄屋:藤兵衛 ●御山方御役所	御林原並大木通の松枯木、下根より2尺廻り5本、5尺廻り1本、1尺5寸廻り3本、計9本、この運上錢324文、以上の立枯木、御検分も済んだので運上を上納したい。なお許可されれば枯木伐採して薪としたい、と申しである。	紙破損あり	原本	状	1	○	77
77	E 4	なし 11月 ・申	乍恐書付ヲ以御注進申上候	○上湯日村庄屋(欠)、与頭(欠) ●御山方御役所	当村の御林、当月21日夜5時より火災、この為御林3反余りが焼失。このこと村役人立合いのものとの調査結果なので、以上報告する。	紙面下部は虫喰にて欠損	原本	状	1		
78	E 4	なし 9月6日	乍恐以書付御願申上候	○上湯日村御山守:久兵衛、庄屋:藤兵衛 ●御山方御役所	松木9本、風折れ根返り、この運上錢148文、これは過日お知らせしたもので、運上提出の上薪にしたいのでこの件お願い。		原本	状	1	○	77
79	E 4	なし	なし(樹木の本数・サイズ書上)	○なし ●なし	・3本(長1丈3尺7寸、根太、代永135文)・16本(長1丈2尺8寸、末口3寸、敷成木、代永512文)・68本(長6尺、末口2寸、立成木、代永462文4分)		原本	状	1		
80	E 4	欠	乍恐書付を以奉願上候	○欠 ●欠	上湯日村の御林、去る酉年に私が払い請け頂戴しているが、去る秋よりその返金に困っている。それで鳩町伝三郎にこの御林を譲りたい。この件認めでもらいたい、と願い出る。	文章後欠	原本	状	1		

F-2 商業一金融

81	F 2	享保21年 5月2日 (1736年)・辰	借用申金子之事	○借主:喜兵衛、證人:十兵衛 ●同村:八三郎	金1分、年貢未進取立て困り借用し、未進方に上納する。利息は月1分、質物は燐3畝歩、来る10月元利共に返済する。		原本	状	1	○	77
82	F 2	元文3年 5月30日 (1738年)・午	借用申金子之事	○鳩村借主:長左衛門 ●三軒や町:伝六	元金(元文金)2分借用、利息は1ヶ月1分、来る10月中元利共に返済を約す。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
83	F 2	元文5年 正月6日 (1740年)・申	借用申金子之事	○佐五兵衛 ●次右衛門	金1分(江戸文金)借用、当3月中に元金どもに返済を約す。	虫喰いあり	原本	状	1		
84	F 2	元文6年 12月 (1741年)・酉	譲り相渡申田畠屋敷證文之事	○上湯日村亮主:三郎兵衛、組頭證人:平兵衛 ●同村:三之丞、惣右衛門	金千両(江戸小判)、これは当年酉年の年貢未進に付き、新田畠屋敷9斗1升の全ての地の取立てに合ひ、その納入金の為に売渡す。戊年からはこの地取り主が年貢諸役を納入する。	この年2月に寛保元年と改元	原本	状	1	○	77
85	F 2	延享2年 12月 (1745年)・丑	預り申金子之事	○預主:5軒屋町:次右衛門、證人:欠 ●鳩庄村屋(名前なし)	金1両2分、伊勢講の講掛け金の中より借用。質物は上田2畝15歩・中田4畝15歩。利息は年1割半。返済期限は講中の者が伊勢參宮の時分までとする。		原本	状	1	○	77
86	F 2	寛延3年 4月 (1750年)・午	借用申金子之事	○上湯日村借主組頭:孫右衛門、同平三郎、同藤兵衛、同仁右衛門、百姓代:甚六 ●切山村:喜十	私、別列入用で急に支払いが必要となり、金子1分を借用する。利息は村弁勘定とし、来る10月年貢入用に差し加えるものとする。	紙破損・虫喰いあり	原本	状	1		
87	F 2	寛延3年 12月 (1750年)・午	借用申金子之事	○上湯日村借主:正林寺、證人:六兵衛 外2人 庄屋:幸八、同藤兵衛 ●同村:惣右衛門	金1分・錢750文借用。理由は当年貢に困ったから。質物は当寺の田地、鎌塚より留儀の農田の所。利息は村弁勘定とし、返済は来る未年10月中相場とする。	紙面上部破損	原本	状	1	○	77
88	F 2	宝曆5年 (1755年)・乙亥	譲渡し申山林手形之事 (下書き)	○上湯日村山亮主:松林寺、同村惣且方代印(4名)、百姓代、庄屋 ●同村たれ	松葉山1ヶ所、但し、的場甚九郎山、松林寺扣の山、惣且方相談の上、代金何両にて売渡す。		原本	状	1		77
89	F 2	宝曆6年 閏11月 (1756年)	借用申金子之事	○上湯日村借主:三郎左衛門、同村小作:左右衛門、同村證人:惣右衛門、同村庄屋:藤兵衛 ●鳩町:長七	金1両(小判)借用。理由は年貢金調達。質物は借主扣地中田と鎌塚1俵半の地。利息2割、返済期限は丑=宝曆7年10月とする。	紙変色、虫喰いあり	原本	状	1	○	77

通し番号 整理番号	分類 年号	年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写別 原本	形態 状	数量 1	撮影 ○	箱番号 77
90 50	F 2	宝暦6年 12月 (1756年)・子	預り申祠堂金手形之事	○上湯日村預り主:藤兵衛、證人:惣右衛門、同三郎左衛門 ●松林寺	金3分、祠堂金の内から借用。質物は私扣の田地・下田3畝10歩。利息は年1割半とし、毎12月20日以前に返済する。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
91 141	F 2	宝暦7年 11月 (1759年)	借用申金子之事	○上湯日村借主:藤兵衛、同村證人:惣右衛門 ●鳴田町:金助	金1両2分(江戸小判)借用。理由は当丑年の年貢納入として、利息は年2割、来る10月米相場次第で元利共に返済。質物は田家前の散田7俵の地とする。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
92 42	F 2	宝暦9年 12月 (1759年)・卯	請次第売渡申田地證文之事	○上湯日村亮主:次六、親類:仙右衛門、同断證人:仁右衛門、百姓代:甚六 ●同村:藤兵衛	収下の中田1反歩、原の下畠5畝10歩、これは私當卯年の年貢に因り、代金2両にて売渡しの分。以後、当田畠の年貢諸役は買主の藤兵衛が上納する。以上の件、周りに異議をはさむ者はいない。		原本	状	1	○	77
93 156	F 2	宝暦10年 (1760年)・辰	売渡シ申山之事	○上湯日村亮主:三郎左衛門、組頭:仙右衛門、同六兵衛、百姓代:甚六、組頭:仁右衛門、庄屋藤兵衛 ●同村:孫右衛門	金3分、これ年貢金に因って山1ヶ所=彦右衛門山を売り払い、その代金として受取る。この山水く貴殿の支配下に置くこと、当方としては異存のないところ。	紙面上部破損	原本	状	1		
94 154	F 2	宝暦11年 12月 (1761年)・巳	10年季売渡申田地手形之事	○上湯日村亮主庄屋:藤兵衛、組頭證人:定右衛門、庄屋:三郎左衛門 ●同村:忠右衛門	原の下畠4畝歩(分米2斗)、これ代金2分にて10年季で売り渡し、代金返済までは金子貸主の自由とする。代金返済の時は、畑・證文共に返却されるものとする。		原本	状	1	○	77
95 49	F 2	寛政4年 正月 (1792年)・子	永代譲り売渡申田畠手形之事	○下湯日村亮主:要次郎、親類:利右衛門、庄屋:伝兵衛 ●同村:太助	ふち田2力かまちの田畠を代金2分で売渡す。理由は亥年の年貢入用金とする為。子の春からは永々買主の太助のものとなる。		原本	状	1	○	77
96 44	F 2	文化7年 2月 (1810年)・午	借用申金子之事	○大柳:玄穂 ●縁家:安右衛門	金7両、要用につき借用。質物としては散田4俵を書き入れ。もし返済が滞る場合はこの質田の米をもって元利金とも返済が終わるまで賄つてもらいたい。		原本	状	1		
97 8	F 2	文化10年 12月 (1813年)・酉	差出申一札之事	○上湯日村:藤兵衛 ●同村定右衛門	寛政8年に本金7両2朱と10年季:利息付で貸与し、その質物として身越山を預った。今度元金を返済した。ただ利息がまだ未払いなので、その代償としてみこや南だれの萱山一ヶ所を10年預る。10年経過後無代金で返却を約す。	紙変質・虫喰いあり	原本	状	1	○	77
98 144	F 2	文政10年 (1827年)・亥	書添申田地證文之事	○上湯日村亮主:甚六 ●同村:藤兵衛	右田地(記載なし)を売渡す(金子記載なし)、来る節に金子返済の時は證文共に返済されたし。		原本	状	1		
99 146	F 2	弘化4年 12月 (1847年)・未	借用申金子之事	○上湯日村借主:甚助、證人:伝六 ●同村:藤兵衛	金2両、入用につき借用。利息は年1割5分。質物は上原大通り端の畠とする。返済が滞る場合、質物の畠をもって勘定することを約す。		原本	状	1	○	77
100 159	F 2	安政5年 7月 (1858年)・午	拾年季質入申田地之事	○上湯日村田地質入主:三太夫、同訴御證人:八三郎、同村惣代:藤兵衛、同:清右衛門、同半平 ●同村:右八衛門	3両(江戸御定金)、年貢上納に差し支え借用。この質物は、高2石6斗6升9合3勺(場所は南川)、期間は10年季。年季明け全て返金の節は田地證文共に返却することとした約束證文。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
101 157	F 2	(嘉永6年)12月 (1853年)・丑	増金書添之事	○上湯日村亮主:助左衛門、證人:忠右衛門、同甚五兵衛 ●同村:藤兵衛	金3分(当増金の分)、これは先年藤兵衛方に質入した畠(1畝10歩)に付き、返金代が増した分で、合計6両になったことを認める。代金返金の節は畠證文と共に返却してほしいとの訴え證文。	文書No.158と 関連する文書	原本	状	1		77
102 158	F 2	文久2年 4月 (1862年)・戌	又増金書添之事	○上湯日村畠渡主:助左衛門、證人:忠右衛門、同甚五兵衛 ●同村:藤兵衛	金2分(同戌増金分)、これは先年金子借用し、代わりに1本杉原畠10歩の地に関して返済金額が増金となったもので、合計畠2分となったことを認める。	文書No.157と 関連する文書	原本	状	1		77
103 12	F 2	慶応2年 12月 (1866年)・寅	増金添書之事	○上湯日村金子請取主:助左衛門、證人:甚五兵衛 ●同村:藤兵衛	先年助左衛門は原畠を質に、金子借用したのに又また年貢金に因り9両2分追加で借用する。この借金については、来る卯年より15ヶ年季で計16両を支払う。返済時はこの畠・證文共に返却すること約定する。		原本	状	1	○	77
104 152	F 2	なし 閏11月21日	覚	○上湯日村:三郎左衛門 ●藤兵衛	金1両の證文の事、これ、確かに請取る、とある。		原本	状	1		
105 58	F 2	なし	乍恐以書付奉願上候 (下書き)	○なし ●なし	千頭山質地入札の御触れがあったが希望なく、役所からは非上湯日村で買受けるよう厳しく通しがあった。これ承知したが村方困窮で支払い金なし。そこで年賦返済としたい。田畠反別18町4反1畝21歩、この請代金100両金子返済は巳年より寅年までの10年間、1ヶ年10両ずつ、2月21日支払いとする。		原本	状	1	○	77

通し番号	分類番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写 原本	形態 状	数量 1	撮影 ○	箱番号
106 150	F 2	なし	借用申金子證文之事 (下書き)	○なし ●なし	金10両、これは諸入用に差し支えて借用したもの。利子は年1割半、質物は字仮坂の土地とする。		原本	状	1		
107 59	F 2	欠	田地・畠地證文之事	○欠 ●欠	上田・中田・山地の反別と地代金を書き付ける。	文章後欠	原本	状	1		

G-1 交通・通信一宿駅

108 54	G 1	宝曆2年 11月12日 (1752年)・申	預り申掛川宿御伝馬助成金之事	○上湯日村預主:藤兵衛、同村組頭證人:甚兵衛、同仙右衛門、同村庄屋:三郎左衛門、掛川看町:忠左衛門 ●太田撰津守領内:土屋源五左衛門、早川十郎兵衛	金5両、これは掛川宿御伝馬永々助成金として地頭より上湯日村百姓が預ったもの。質物は別紙田地、利息は年1割半。来る西年12月元利共に返済のつもり。	紙面下方部 は破損にて 欠字	原本	状	1	○	77
109 40	G 1	宝曆10年 11月 (1760年)・辰	差出申一札之事(下書き)	○なし ●なし	私共は当御宿の御伝馬助成金の内9両1分押借しこれまで年々元金と1割の利子を所定の日限迄に返済してきたが、今年は村内都合付かず、日延べを願ったところ、当月の晦日までとなつた。この日までに必ず返金。万一の場合は庄屋藤兵衛が引き受けることを約す。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77

G-2 交通・通信一助郷

110 68	G 2	欠	乍恐以書付を御届申上候	○欠 ●欠	宿々の人馬徵收の仕方は宿人馬継立ての分に限り助郷村に割当てるのが筋であるのに、近来余計に村々に継立てるので村々困窮し、度々の免除願いが出されている。以降はこのような不正がないように、先づれ書付け取立日しめ帳の吟味を厳しくする。	文章後欠、 訴えの最後 の部分が不明。	原本	状	1	○	77
-----------	--------	---	-------------	----------	---	---------------------------	----	---	---	---	----

G-4 交通・通信一通信

111 15	G 4	なし 9月3日	送状之事	○遠州城東郡河東村:落合弥忠衛門 ●かまつか:藤兵衛	一、や印二ヶ包み2個、幡田宿4丁目の(名前欠)方迄お届け願いたい、との願状。	紙にシミあり、 一部大きく破損	原本	状	1	○	77
-----------	--------	---------	------	-------------------------------	--	--------------------	----	---	---	---	----

H-1 水利・土木一水利

112 99	H 1	安政6年 7月 (1859年)・未	1、鎌塚新之畑、用水路二付故障 入用割合帳 2、鎌塚見分入用取調割合帳	○上湯日村惣代:藤兵衛 ●なし	1、(標題)は①錢2貫476文・白米1斗7升、但し1升代144文、②102文・灯油代、③200文・金谷より飛脚貨、など列挙し、計金84両2分1朱、錢264貫2分1朱となっている。 2(標題)は、出金の覚として①金3両3分、錢369文・久作、②金1両3分1朱、錢384文…と出金を列挙し、寄金〆93両1分3朱、錢5貫613文、となっている。		原本	横綴り	1		
-----------	--------	----------------------	---	--------------------	---	--	----	-----	---	--	--

H-2 水利・土木一土木

113 103	H 2	安永9年 9月 (1780年)・子	藤右衛門家普請入用帳	○鎌塚:宮永氏 ●なし	8月19日より記録し、木挽・大工の名前と賃金が記載される。大工は地元出身者、木挽は金谷・嶋田・向嶋の地名の出身者がみられる。		原本	横	1		
114 104	H 2	なし 2月 ・卯	大井川通北川原川除御普請仕様帳	○なし ●なし	人足297人5分、犂牛20組、この永1貫817文6分、計16両2分・永111文6分。	紙数5枚上半 部大きく破損	原本	縦	1		
115 4	H 2	なし 10月 ・未	乍恐書付を以御願申上候	○上湯日村組頭:仁右衛門、同仙右衛門、庄屋: 藤兵衛、同幸八 ●柴田民右衛門	先だってご注進した谷川通りは暫く破損してしまった。それでこの度内下見結果、詳細は別紙の通りとなった。この破損箇所につきどうか来る申正月より御普請願いたい、という願い状。		原本	状	1	○	77
116 35	H 2	なし 正月 ・酉	御吟味指上候書付	○太田撰津守領分遠州櫻原郡下吉田村落札主: 廉十、組頭:彦兵衛、百姓代:久兵衛 ●辻源五郎、大草太郎左衛門	大井川通除御普請並びに水防御入用の竹木、諸色について、来る西年より亥年までの3年間、定植段にて入用ということで請負入札、私廉十が落札した。それで身元を書上げ提出せよとのこと、それは次の通り。①建屋1軒、②屋敷1反8畝9歩、③田畠高70石1斗2升。その他書上げ提出する。	紙面上部と 下部に破損・欠字あり	原本	状	1	○	77
117 37	H 2	なし	指上申質地覚 (下書)	○遠州櫻原郡下吉田村特主:藤十、上湯日村證人:三郎左衛門 ●大草太郎左衛門、辻源五郎	上記通し番号116の件で、落札者藤十の所有の田地・質地書面提出の指示あり。高109石2斗5升・反別10町6反7畝9歩、と提出する。		原本	状	1	○	77

通し番号	分類 整理番号	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写別	形態	数量	撮影	箱番号
118	H 138	2 2	なし (廻状-川除普請見分の御触れ)	○鳩田宿出張水利郡方御役所 ●廻村先々役人	村々堤川除・樋類・溜池等、当未春御普請綱張について見分の巡回をするので、村々は竿(5間)・杭木・繩竹を用意し、村役人は村境まで出迎えよ、との御触れ。		原本	状	2		
119	H 21	2 2	なし (書状)	○なし ●なし	筏1艘お渡し願いたい。又約束通り木材積み係1人、こちらに主張願いたい、との依頼状。		原本	状	1		

I-1 災害・給恤-災害

120	I 17	宝暦3年 2月 (1753年)・癸酉	差上申一札之事	○遠江国棟原郡上湯日庄村屋:三郎左衛門、同藤兵衛、鉄炮預主:惣右衛門、五人組代:彦七、惣百姓惣代:欠 ●御役所	猪・鹿が多出し田畠を荒らし百姓が難儀しているので、鉄炮にて威したく、其の鉄炮の許可を願いたい。なお、この鉄炮は当事者のみ威しに使用するものとし、他の目的、貸出しなどしないことを約す、と願い出る。	紙面上部が全部破損し、しかも欠字・虫喰いあり。	原本	状	1	○	77
121	I 48	宝暦7年 5月 (1759年)・丑	乍恐以書付を御願奉申上候	○上湯日村百姓代:基六、組頭:仁右衛門、庄屋:藤兵衛、同三郎左衛門 ●柴田民右衛門	過日注進した通り、大清水により谷川通りの井道・井水の場所が山崩れにて大破し、百姓が難儀しているので、御役人様が見分してくれるよう願い出たが、この件で林道を造り井水を得られるよう、作業の人夫を工面してもらいたい。でないと植付けできない場所あり、と水害破損工事を願い出たもの。	虫喰いあり	原本	状	1	○	77
122	I 3	なし 8月 ・寅	乍恐以書付御注進申上候	○上湯日村組頭:仁右衛門、庄屋:藤兵衛、同三郎左衛門 ●柴田民右衛門	当年は特別に旱魃著しく、田畠共に実りが悪い。以上書付を以て注進する。		原本	状	1	○	77
123	I 30	なし 6月 ・辰	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓代:組頭、庄屋 ●近藤伴内	去る丑年5月谷川通りの源七の持地の本田が川欠けになった。また去る寅年8月大井川通り鎌塚の御林木の久兵衛持地新田と巳年起返し畑地が川欠けになった。これら田畠共に起返しは困難。どうか年貢を割引して欲しい、と願い出る。	別紙に川欠けの坪付がある	原本	状	2	○	77
124	I 26	なし 11月 ・申	乍恐以書付御注進申上候	○上湯日村組頭:仁右衛門、同仙右衛門、庄屋:藤兵衛、同三郎左衛門 ●御山方役所御奉行所	上湯日村の御林の件、すでに久兵衛が申上げた通り、当月21日夜5時分迄に3反歩焼失。このこと久兵衛に立合い吟味した結果相違なし、と注進する。	紙面部分的に変色	原本	状	1	○	77
125	I 28	なし 4月7日	口上之覚	○福垣津島守 ●万年七郎右衛門	近所の出火につきお見回りにあずかり添い、とのお礼の書状。		原本	状	1	○	77
126	I 60	欠	乍恐以書付御注進申上候	○上湯日村 ●欠	当月17日夜、風雨にて折れた木・根返りの木を書き上げたもの。合計松木8本に及ぶ。	紙面破損・虫喰いあり	原本	状	1		

I-2 災害・給恤-給恤

127	I 71	欠	差上申書付	○上湯日村(以下欠) ●岩出伊右衛門様金谷御役所	大井川西側通り御田金並に金谷助成金を上湯日村は拝借しているところだが、この利金を延引きしていく呼び出しがあった。当人三郎左衛門が御用で江戸に赴き留守なので、私の才覚にて3両8分を上納しておいた。また、證文の引替えを仰せつかったが、古證文は三郎左衛門が留守なのでわからぬ。彼が江戸から帰省するまで延ばしてほしい、と願い出る。※文中「私」とは庄屋藤兵衛であろう。	この書付の提出者は庄屋藤兵衛であろう	原本	状	1	○	77
128	I 34	なし	なし(訴状)	○なし ●なし	当村は前々凶作で百姓が困窮していて、更に近年は猪・鹿多く、作方を荒らしている。しかも困窮の百姓にとっては猪・鹿の番所も勤めがたい。以上の次第で辰・巳年の両年の免合は是非半分に願いたい。		原本	状	1		

J-1 教育・文化-教育

129	J 113	正徳5年 正月 (1715年)・未	諸算集	○駿州島田中鳩屋又六刊 ●持主:湯日:富永純作	算術問答集、一例を挙げれば次の通り。上米より中米は2割安、中米より下米は3割安。今米高1石8斗8升を金3両にて買うとする。上中下の値段を問う。		原本	縦	1		
130	J 114	なし	初登山手習い教訓書	○なし ●なし	木版、寺子屋教科書、その内容の一部:入学して手習い始めるは合戦に出立するのと同じ、児童入学の時は武士の戦場に向かうようなもの云々、とある。		原本	縦	1		

通し番号 整理番号	分類 類別	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原写別	形態	数量	撮影	箱番号
131 39	J 2	天保13年6月 (1842年)・寅	俳句	○なし ●なし	天保13年6月中旬、吉原で開かれた俳句会の句を載せる。		原本	木版印刷	1		
132 112	J 2	なし	「須磨浦の段・熊谷陣屋の段」一 の谷戻軍記-2の中・3の切	○大坂船町(次)崎屋清助板(表紙) ●本書持主:湯日村 富永藤兵衛	木版・鶴の台詞か。		原本	絵	1		
133 111	J 2	なし	春のしらべ 曙山大人	○なし ●なし	俳句集。		原本	絵	1		

J-3 教育・文化一文化

134 115	J 3	なし	太平記	○なし ●なし	木版、南北朝時代を描写した軍記物。		紙変色・虫喰 い・疲弊・糸綴 じ崩れ	原本	横半	1	
------------	--------	----	-----	------------	-------------------	--	--------------------------	----	----	---	--

K-1 宗教・習俗・身分一宗教

135 89	K 1	なし 6月5日	口演	○久兵衛 ●弥左衛門、藤兵衛	先日善勝寺菖蒲え諸掛けの件、書き置き、持参してもらったが、当月檀家一同で割合用意するので、9時より一軒や迄出頭願いたい、という伝言。		原本	状	1		
-----------	--------	---------	----	-------------------	--	--	----	---	---	--	--

K-2 宗教・習俗・身分一習俗

136 100	K 2	嘉永6年6月20日 (1853年)・丑	1伊勢参りるす見舞覚帳(嘉永6) 2伊勢参官留守受納帳(明治9)	○1、なし 2、国蔵(表紙) ●なし	1、は白米4升 惣左衛門、同3升 藤右衛門…と16人の名前を載せる。 2、は2錢4厘 近賀久藏、1錢 惣十…と1人の氏名を載せる。なお金銭でなく、酒を提供した者が2人いる(1升ずつ)。		原本	横継	1		
------------	--------	------------------------	-------------------------------------	-----------------------	---	--	----	----	---	--	--

Z 雜

137 160	Z	欠	欠	○欠 ●欠	前欠・後欠、または前後欠のものなどのすべてを、ここに一括する。		原本	状	13		
------------	---	---	---	----------	---------------------------------	--	----	---	----	--	--

近現代の部

I-8 政治行政一土木・水利

138 120	I 8	明治41年3月 (1908年)	用水人足諸色帳	○世話係(表紙) ●富永嘉市(表紙)	人足を出す役日を日を追って記載される。1日に1人となっている場合が多い。		原本	横半	1		
139 137	I 8	欠	なし(堤欠所の普請資材書き上げ)	○欠 ●欠	上湯日村大井川通り字御林山下の土手堤欠所の普請に要する砂利・粗朶・石・杭木・唐竹の部数と人足数を書き付ける。		原本	状	1		

I-11 政治行政一戦争・兵事

140 134	I 11	なし(昭和戦前)	農業増産報国推進隊修練講習会係員名簿	○なし ●なし	本部は静岡県市農務課5名からなり、訓練係員は2名(周知郡山梨・小笠郡原谷村)からなる。農業増産報国推進隊名簿では櫻原郡・小笠郡・周知郡・磐田郡・浜名郡・引佐郡・浜松市を挙げ、総計125名の隊員。内櫻原郡は8名		原本	状	2		
141 132	I 11	なし	軍用電報類信紙(複式) 東京丸山納	○なし ●なし	サイズB5版よりやや小さく、A5より大きい。縦23.3×17.5cm。カーボン紙で複写できるようになっている。		原本	特殊用紙	1		

II-2 経済・産業一土地

142 117	II 2	明治26年1月23日 (1893年)	なし(山林売渡し確認)	○静岡県敷知郡曳馬村中沢:士族内藤又太郎後 見人:内藤幸、同又太郎、親戚:西山昌利 ●富永宇吉	初倉村湯日奥の沢山林1畝23歩、これは牧の原士族より政府に2万円の連借抵当書入れ中、種光に売渡しの約定をしたが、実際には富永宇吉に売渡した。種光は明治16年に死亡し、その相続人昌利に所有権を移譲したいなかったので紛糾が生じた。しかし、仲裁人立入り取り調べの結果、宇吉の所有であったことが確認される。		原本	綴り	1		
------------	---------	-----------------------	-------------	---	---	--	----	----	---	--	--

通し番号 整理番号	分類	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・写別	形態	数量	撮影	箱番号
143 118	II 2	明治27年 2月26日 (1894年)	共地付売渡証	○共地売主:山村久兵衛、外11名連印 ●初倉村湯日:富永宇吉	初倉村湯日堂ヶ谷に所在の山林3口(1反5畝19歩、1反5畝9歩、7畝19歩)を金22円にて売却する。		原本	綴り	1		
144 116	II 2	明治30年 1月7日 (1897年)	地所売渡証	○棟原郡湯日村売渡人:滝和十、外証人2名 ●湯日村:富永宇吉	湯日村字黒土田の田、1反5畝5歩、時価:金93円83銭2厘、地租:金2円34銭6厘の地を、金145円にて売渡す。 明治20年1月18日付の坂本村外4ヶ村戸長堀本頼一郎の奥書あり。		原本	綴り	1		
145 161	II 2	大正3年 6月2日 (1914年)	山林分筆に付登記申請	○志太郡島田町:天野廉、棟原郡金谷町金谷代理:小沢市太郎 ●浜松区裁判所金谷出張所	登記対象地は鎌塚、種類は山林、所有者権移転有永嘉一、有永惣七、とあります。		原本	綴り	1		
146 121	II 2	大正3年 6月 (1914年)	なし(登記済印)	○なし ●なし	登記の土地所在(湯日)とその所有権者が記載されている(4名分)。		原本	綴り	1		
147 122	II 2	昭和9年 11月21日 (1934年)	保証書	○登記義務者、棟原郡初倉村湯日:富永喜惣次、外証人2名 ●掛川区裁判所吉田出張所	登記は湯日に存する畠3畝11歩、登記目的は所有権移転。		原本	状	1		

II-5 経済・産業一金融

148 123	II 5	大正2年 11月7日 (1913年)	鎌塚払下御料地仲間持畠並附屬地勘定帳	○大石国蔵、外16名仲間中(表紙) ●なし	2番茶売り上げ:代金6円93銭、3番茶売り上げ:8貫80目、金2円10銭・21貫200目、金5円1銭2厘、合金14円54銭 等の記載あり。		原本	横	1		
149 119	II 5	大正3年 1月20日 (1914年)	鎌塚共同畠諸掛扣帳	○なし ●なし	収支取り扱い世話人は2年2組で5組まで順番に勤め、6年目に戻る仕組みになっている。収入はほとんど茶によるもの。		原本	縦	2		
150 124	II 5	昭和11年 (1936年)	石ヶ谷山共有金貸付扣帳	○なし ●なし	9人、計金:280円55銭、となっている。		原本	横	1		

II-8 経済・産業一金融

151 147	II 8	なし 9月 ・酉	覚	○村金子請取主:松本助左衛門 ●同村:富永藤兵衛	金29円確かに請取る。		原本	活版	1		
------------	---------	-------------	---	-----------------------------	-------------	--	----	----	---	--	--

II-9 経済・産業一運輸・通信

152 133	II 9	なし(明治末)	帝国明治大日本里程全図 -片岡賛三編-	○京都書房 風月書堂藏版 ●なし	中・四国の西半分と九州全部が欠損。北海道から九州まで日本全国里程が示されている。鉄道も記載するが、中央本線が八王子迄しかなく、奥羽本線もない。 ※これより明治末期と判断する。		原本	活版	1		
------------	---------	---------	------------------------	---------------------	--	--	----	----	---	--	--

IV-1 教育・文化一学校

153 126	IV 1	明治33年 12月20日 (1900年)	小学理科・巻二	○東京集英堂版 学校指導社編 ●なし	第1節:春より夏、第2節秋より冬、第3節冬より春で構成。草木や植物・種・実・こんぶ・いか・えび等一般生活に関するものを分析的に示す。		原本	活版	1		
------------	---------	-------------------------	---------	-----------------------	--	--	----	----	---	--	--

IV-4 教育・文化一学問・出版

154 131	IV 4	(昭和戦前)	初倉時報 - 良き農村に -	○初倉村役場 ●なし	昭和7年5月発行の第18号から昭和15年5月1日発行第5号まで一括綴じにしてある。月刊・無料配布のもの。		原本	綴り	1		
155 130	IV 4	昭和30年(発行) (1955年)	初倉農協情報	○初倉村農業共同組合 ●なし	製茶品評会が行われてる7月の作業メモ、今年の稻の作り方、などB5版2枚のパンフレット。		原本	パンフ	1		
156 125	IV 4	昭和31年 10月11日 (1956年)(発行)	研究第6輯「徳川時代における東海道の交通と大井川の川越について」	○金谷郷土研究会 ●なし	大井川徒涉については、その起源から制度の廢止に至るまでの経緯を記す。B5版。		原本	カタログ	1		
157 127	IV 4	昭和32年 10月1日 (1957年)(発行)	研究第5輯 古老の話	○金谷郷土研究会 ●なし	語り継がれた伝説を収録したもの。B5版・24ページ。		原本	活版	1		

通し番号 整理番号	分類 類別	年号 年月日 西暦()・干支	標題	○差出人(住所・役名・名前) ●受取人(住所・役名・名前)	摘要	備考	原・等区別 コピー	形態 木版コピー	数量 1	撮影	箱番号
158 128	IV 4	昭和33年 12月4日 (1958年)	駿州菊川古跡白菊姫之事	○金谷郷土研究会 ●なし	9ページからなるB5版のコピー。						
159 129	IV 4	なし	中山の怪鳥	○なし ●なし	伝説—遠州古跡、図絵抄録よりガリバン印刷(2枚になる)。		原本	ガリバン	1		

V-3 その他一家政

160 94	V 3	明治34年 1月27日 (1901年)	(金銭受取)	○宗 ●上様	ハケ2つ—6銭5厘、筆1本—2銭、かんざし箱—10銭等、合計11円25銭3厘、内:1円90銭受取り。		原本	状	1		
-----------	--------	------------------------	--------	-----------	--	--	----	---	---	--	--

V-4 その他一日記・書簡

161 96	V 4	なし 正月20日	書状 (かや所望に付き)	○かまつか:幸平 ●近賀孫平	先だって「かや」が入用とのことで依頼されたが、その節当方にはないと回答した。ところがこの度私家で不要となった「かや」が出てきたので、今もって入用ならば譲りたい、との通知状。	1通下書きあり	原本	状	2		
-----------	--------	----------	--------------	-------------------	--	---------	----	---	---	--	--